

## 地震等災害対策に係る緊急輸送等の船舶の一時使用に関する協定書

浦安市を甲とし、浦安遊漁船協同組合を乙として、当事者間において地震等災害発生時に、緊急輸送等の必要が生じたときは、船舶輸送の確保を図るため、次のとおり協定する。

(市の要請等)

第1条 甲は、地震等災害発生に際し、緊急輸送等の必要があるときは、乙に所属する組合員の所有する船舶の一時使用を要請し、乙はこれに応ずるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、本協定書に基づき乙の判断、若しくは住民の要請により使用させるものとする。

2 乙は、前項の規定により、船舶を使用させたときは、可能な限りその状況を甲に対し連絡するものとする。

(使用の範囲)

第2条 この船舶の使用範囲は、次のとおりとする。

(1) 地震等災害発生時に緊急輸送等が必要であるとき。

(2) 甲の実施する防災訓練に参加要請があるとき。

(輸送等の対象)

第3条 本協定に基づく輸送等の対象は、原則として地域住民又は甲の指示するものとする。

(使用料)

第4条 緊急一次輸送等の船舶の使用料は甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

(損失補償)

第5条 使用によって生じた損失は、甲・乙協議の上決定し、甲が補償する。

(事故発生時の責任の区分)

第6条 住民等の輸送中に事故が発生するなどして、乙の責任問題が生じたときは、甲の責任において一切を処理するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定によって疑義が生じたときは、その都度甲と乙とが誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は協定の日から2年とする。ただし、期間満了に先立って甲、乙いずれからも申し出がないときは、以後同期間ずつ更新されるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成10年9月1日

甲 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号  
浦安市

浦安市長 熊川好生

乙 千葉県浦安市海楽1丁目26番32号  
浦安遊漁船協同組合

理事長 小川道之助